



平成 30 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ デ ィ ア
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 原 尾 正 紀
(コード番号：3935 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 賀 島 義 成
(TEL. 03-5210-5801)

第三者割当により発行される第 12 回新株予約権(行使価額修正条項付)の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 12 日開催の取締役会において決議いたしました、EVO FUND(以下「割当先」といいます。)を割当先とする第 12 回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、この度、平成 30 年 5 月 1 日に発行価額の総額(2,960,000 円)の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 30 年 4 月 12 日公表の「第三者割当による第 12 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー※)の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 第三者割当による本新株予約権の発行及び本新株予約権に係る発行価額の払込完了について ＜本新株予約権発行の概要＞

(1) 割当日	平成 30 年 5 月 1 日
(2) 発行新株予約権数	800,000 個
(3) 発行価額	総額 2,960,000 円 (新株予約権 1 個当たり 3.70 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	800,000 株(新株予約権 1 個につき 1 株)
(5) 資金調達額	916,360,000 円(注)
(6) 行使価額及び行使 価額の修正条件	当初行使価額：1,148 円 本新株予約権の行使価額は、平成 30 年 5 月 7 日に初回の修正がされ、以後 5 価格算定日(以下に定義します。)が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」といいます。)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含みます。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下「価格算定期間」といいます。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の、それぞれ 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額(以下「基準行使価額」といいます。但し、当該金額が、【ご参考】記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されます。

	市場混乱事由とは、以下の事由をいいます。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とします。)
(7) 募集又は割当て方法(割当予定先)	第三者割当ての方法により、全ての新株予約権を割当先に割り当てます。
(8) その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記【ご参考】に記載する行使コミット条項の他、行使指示条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本新株予約権の買取契約を締結します。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。なお、上記資金調達額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

【ご参考】

※本新株予約権(コミット・イシュー)の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(800,000株)をあらかじめ定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として72価格算定日以内に、割当先が必ず本新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として37価格算定日以内に、320,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約しております(前半コミット)。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、本新株予約権の特徴です。

	第12回新株予約権
発行数	800,000個
発行価額の総額	2,960,000円
行使価額の総額	918,400,000円
期間	原則約3.5ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で15回(予定) (5価格算定日毎に修正、計15回)
行使価額	VWAPの92%
全部コミット	72価格算定日以内における本新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット
前半コミット	37価格算定日以内における本新株予約権の発行数の40%以上の行使をコミット
下限行使価額	624円 (価格決定日終値の50%)

以上